

第 4 号 議 案

令和 2 年 5 月 25 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 2 年 5 月 20 日付 2 議事第 56 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第117号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
2	第118号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
意 見	
異議ありません。	

1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

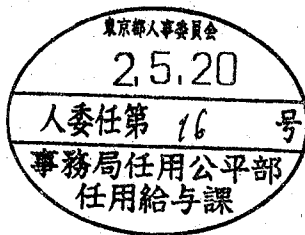
新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における防疫等業務手当の支給額の特例を定めるため、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
防疫等業務手当に関する措置 （新設） 本体附則第3項 本体附則第4項	【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】 <input type="radio"/> 支給上限額の引上げ 本則 上限 720円 → 特例 上限 3,000円 （具体の金額は人事委員会の承認を得て規則で定める） <input type="radio"/> 新型コロナウイルス感染症に係る業務は人事委員会の承認を得て規則で定める。 <input type="radio"/> 特例適用の期限 令和3年1月31日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める。
文言整備 本体附則第5項 本体附則第6項	【文言整備】 <input type="radio"/> 本体附則新設に伴う項ずれ <input type="radio"/> 「平成34年3月31日」 → 「令和4年3月31日」
施行期日 附則第1項 附則第2項	<input type="radio"/> 公布の日（令和2年6月17日予定） ただし、本体附則第3項は令和2年1月24日から適用 <input type="radio"/> 本体附則第3項の適用を受ける職員の改正前の条例の規定により支給された防疫等業務手当は、同項の規定による手当の内払とみなす。

2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

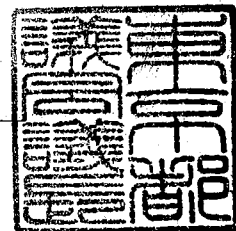
項 該 目 当 条 文	内 容
職員団体のための職員の行為の制限の特例 第2条第1項第3号	【時間講師を会計年度任用職員として任用することに伴う規定整備】 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第10条第1項第1号の規定により年次有給休暇を承認されている場合 → 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条第1項第1号（同条例第10条において準用する場合を含む。）の規定により年次有給休暇を承認されている場合 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> （参考） ・ 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条第1項第1号 → 時間講師の年次有給休暇について規定 ・ 同条例第10条 → 日勤講師の休暇の付与について時間講師の休暇の付与の規定を準用 </div>
施行期日 附則	公布の日（令和2年6月17日予定）



2 議事第 56 号
令和 2 年 5 月 20 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
石 川 良



「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 2 年第 2 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 117 号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 118 号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 職員団体のための職員の実業の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（4頁）

第百十七号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同項を附則第六項とし、附則第三項を附則第五項とし、附則第二項の次に次の二項を加える。

（防疫等業務手当に関する措置）

3 第六条第一項第一号に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る業務（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、同条第二項第一号中「七百二十円」とあるのは、「三千円」と読み替えて、同号の規定を適用する。

4 前項の規定は、令和三年一月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第三項の規定は、令和二年一月二十四日から適用する。

2 この条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により防疫等

業務手当を支給された職員で改正後の条例附則第三項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の支給を受けることとなる者については、改正前の条例の規定により支給された防疫等業務手当は、同項の規定により読み替えて適用される改正後の条例の規定による防疫等業務手当の内払とみなす。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における特殊勤務手当の支給額の特例を定めるほか、規定を整備する必要がある。

第百十八号議案

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和二年五月二十七日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年東京都条例第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第十条第一項第一号」を「第五条第一項第一号（同条例第十条において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

時間講師を会計年度任用職員として任用することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（3頁）

改正案	現行
<p>第一条から第四十五条まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（現行のとおり）</p> <p>（防疫等業務手当に関する措置）</p> <p>3 第六条第一項第一号に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る業務（人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。）に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、同条第二項第一号中「七百二十円」とあるのは、「三千円」と読み替えて、同号の規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定は、令和三年一月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p> <p>5 （現行のとおり）</p> <p>（小笠原業務手当に関する措置）</p> <p>6 第四十条の規定は、令和四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p>	<p>第一条から第四十五条まで（略）</p> <p>附則</p> <p>1及び2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>3 （略）</p> <p>（小笠原業務手当に関する措置）</p> <p>4 第四十条の規定は、平成三十四年三月三十一日までの間で人事委員会の承認を得て規則で定める日限り、その効力を失う。</p>

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与又は報酬を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 勤務時間条例第十四条第三項、学校職員勤務時間条例第十五条第三項又は都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）<u>第五条第一項第一号（同条例第十條において準用する場合を含む。）</u>の規定により年次有給休暇を承認されている場合</p> <p>三の二及び四（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （職員団体のための職員の行為の制限の特例）</p> <p>第二条 職員は、次に掲げる場合に限り、給与又は報酬を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 勤務時間条例第十四条第三項、学校職員勤務時間条例第十五条第三項又は都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）<u>第十条第一項第一号</u>の規定により年次有給休暇を承認されている場合</p> <p>三の二及び四（略）</p> <p>2（略）</p>